

臨時議会 で賛成多数 法定合併協議会 設置へ



館林市との法定合併協議会 設置までの流れ

請求代表者から請求代表者証明書交付の申請
平成27年11月5日

町は請求代表者に証明書を交付し、その旨の告示をしました。(11月9日)

請求代表者から686人分の署名簿が審査のため選挙管理委員会に提出されました。
12月7日

署名簿の審査(有効署名:647人)
12月8日~20日
署名簿の縦覧
12月21日~27日

町に対して、請求代表者から署名簿を添え合併協議会設置の請求。12月29日

館林市に対して、合併協議会設置協議について議会に付議するか否かの意見を照会しました。1月4日

館林市より、市議会に付議するとの回答。3月1日

合併協議会設置協議について館林市及び板倉町の議会に付議。
館林市議会で可決(4月15日)
板倉町議会で可決(4月21日)

法定合併協議会設置へ

4月21日臨時議会で可決

平成27年12月、市町村の合併の特例に関する法律(合併特例法)に基づく住民発議による館林市を合併対象市町村とする合併協議会設置請求があり、平成28年4月、両市町の議会の審議が行われました。

4月15日に館林市、4月21日に板倉町、それぞれ臨時議会を開催し、合併協議会設置協議について審議した結果は次のとおりです。

館林市 可決
(賛成16人 反対3人)
板倉町 可決
(賛成8人 反対3人)

この結果、館林市と板倉町での法定合併協議会が設置されます。

住民発議制度とは

合併特例法の規定により、有権者の50分の1以上の署名をもって、合併対象市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる制度です。

今般、請求を受けた板倉町は、合併特例法に基づく手続きにおいて、合併対象市町村である館林市長に議会に付議するか否かを照会し、館林市長から議会に付議する旨の回答があつたことにより、板倉町においても合併協議会設置についての町長の意見を付して付議しました。

町長の意見(抜粋)

合併問題については、町長

に就任以来、公約として推進してきました。

平成22年の合併アンケートでは、「賛成」「どちらかといえば賛成」が併せて46%あり、「反対」「どちらかといえば反対」が併せて19%ありました。

長期的な視点から本町の将来を熟慮するとき、人口減少、少子高齢化は避けられない状況であり、生産年齢人口の減少による財政力の脆弱化や経常収支比率の高まりが心配されるのであります。更に日常生活圏の拡大による広域的な行政需要の増加や行政サービスの多様化が求められていると考えます。今般、住民発議による1市

1町の合併協議会設置請求ではありませんが、合併の是非も含めて、合併に関する事項を具体的に協議することは必要であると考えます。

法定合併協議会設置

合併特例法の規定による手続きを経て、館林市と板倉町の両議会が可決となりましたので、地方自治法及び合併特例法に基づき、法定合併協議会が設置されます。

今後、法定合併協議会については、広報紙や町公式ホームページを通じて、随時お知らせしていきます。

問合せ 企画調整係
☎内線141

法定合併協議会とは?

法定合併協議会とは、合併することの是非も含めて、合併に関するあらゆる事項の協議を行うために設置される組織です。法定合併協議会は、館林市長及び板倉町長、両市町議会の議員、両市町の教育長、学識経験者などで構成されます。

法定合併協議会で協議する主な事項は、次のとおりです。

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- 財産及び債務の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 地方税の取扱い
- 特別職の身分の取扱い
- 一般職の職員身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 使用料、手数料等の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町名、字名の取扱い
- 国民健康保険事業・介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 行政区の取扱い
- 各種事業の取扱い
- 合併市町基本計画

合併協議会の中で板倉町と館林市の今後のあり方を十分に議論します。その結果、合併することが両市町にとって最善の方法であるという結論となれば、合併の手続きが進みますが、お互いがそれぞれの自治体として存続した方がよいという結論になれば、合併しないこととなります。